

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月1日

【会社名】 株式会社島精機製作所

【英訳名】 SHIMA SEIKI MFG.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島 正 博

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市坂田85番地

【電話番号】 (073)471局0511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務人事部長 藤 田 紀

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市坂田85番地

【電話番号】 (073)471局0511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務人事部長 藤 田 紀

【縦覧に供する場所】 株式会社島精機製作所 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目8番6号
SHIMA日本橋ビル10階)

株式会社島精機製作所 西日本支店
(大阪市北区梅田一丁目11番4 - 1500号
大阪駅前第4ビル15階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額513,302,490円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加、変更するものであります。
2. 法令で定める監査役員数を欠くこととなる場合に備えて、定款第34条に補欠監査役に関する規定を新設し、これに伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、在任中の取締役10名および監査役4名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は各取締役および各監査役の退任の時とすること、具体的金額、方法などは取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	269,613	4,038	0	(注) 1	可決 97.38
第2号議案	273,263	392	0	(注) 2	可決 98.70
第3号議案	240,114	33,541	0	(注) 1	可決 86.73

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使による事前行使分及び当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に
関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決
議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の
議決権数は加算しておりません。